

# 各務原市養育費確保支援事業給付金交付要綱

(令和3年3月31日決裁)

## (趣旨)

第1条 市は、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることによりひとり親家庭に属する子どもの健やかな成長に資することを目的とし、養育費の取決めを行うひとり親（配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）に対し、養育費確保支援事業給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

## (対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、交付の申請時において市内に居住するひとり親であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当を受給している者又は同等の所得水準にある者
- (2) 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- (3) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (5) 過去に同じ内容の養育費の取決めに係る給付金の交付の申請をしていない者

## (交付対象経費及び給付金の額)

第3条 給付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、公正証書の作成に係る公証人手数料、家庭裁判所の調停調書の作成に係る調停申立手数料並びに裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類の取得費用及び郵便切手代とする。

2 給付金の額は、交付対象経費の合計額とし、1回の申請につき2万円を上限とする。

## (交付申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費確保支援事業給付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、公正証書若しくは調停調書を作成した日又は裁判に要する収入印紙、戸籍謄本等の添付書類及び郵便切手を取得した日の属する年度の翌年度の4月30日までに、市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市が当該書類

によって確認すべき事項を公簿等によって確認することができる場合は、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

- (1) 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 当該ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親が児童扶養手当を受給している場合に限る。）
- (3) 交付対象経費に係る領収書
- (4) 養育費に関する取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

3 前項第3号の領収書(郵便局又は官公署が発行する領収書及びレシートを除く。)

には、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

- (1) 宛先
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容（ただし書）
- (5) 領収した者の住所及び氏名並びに領収印

4 第2項第3号及び第4号の文書は、市の職員が確認した後、必要に応じて写しを取り、原本を申請者に返却するものとする。

（交付決定等）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、申請書その他の書類について速やかに審査を行い、給付金の交付の可否及び給付金額を決定するものとする。この場合において、交付を行うことを決定したときは養育費確保支援事業給付金交付決定通知書（様式第2号）により、交付することが不適当であると認めたときは養育費確保支援事業給付金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請書を受理した日から60日以内（申請内容を補正するための期間を除く。）に、当該申請に係る決定をするものとする。

（決定の取消し）

第6条 市長は、給付金の交付の申請に係る書類に虚偽の記載がされる等不正な手段をもって給付金の交付を受けた者に対し、その交付の決定を取り消し、返還を求めることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に作成した公正証書及び調停調書並びに同日以後に取得した収入印紙、戸籍謄本等の添付書類及び郵便切手について適用する。